

都市圏若手人材交流イベント運営業務委託仕様書

1. 業務名

都市圏若手人材交流イベント運営業務委託

2. 業務の目的

本市では、若年層の市外流出や将来的な担い手不足が課題となっており、これまでも若者の地元就職に関する各種事業を行ってきたが、今後は高山市への愛着やUターン就職のニーズが顕在化していない若者に対するさらなるアプローチが求められている。

本業務は、都市圏に居住又は通学・就労する高山市出身者及び高山市に関心を有する若者を対象に、市内企業や地域の担い手からの情報提供や対話・交流等を行う場を都市圏で創出することにより、市内企業と都市圏の若手人材との継続的な関係構築を図り、将来的なUターン、移住、地元就職につなげることを目的とする。

また、本事業は単なる就職情報の提供に留まらず、高山市での「暮らし」や「自己実現」の可能性を提示することで、若者のライフスタイルにおける高山市の優先順位を高めることを目指す。

本業務は単発的な交流イベントの実施を目的とするものではなく、参加者がイベント終了後も高山市や市内企業と継続的な関係を持ち、将来的なUターン・移住・地元就職につながる行動変容を促すことを重視する。

3. 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月24日までとする。

4. 業務履行場所

高山市及び東京23区内

なお、イベント会場については、受託者の提案内容を踏まえ、市と協議の上決定する。

5. 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次に掲げる業務を企画・実施するものとする。

(1) 事業全体の企画及び運営管理

ア 本業務全体の企画立案、進行管理及び関係者との調整を行うこと。

イ 契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

ウ 市との定期的な打合せを行い、必要に応じて議事録を作成し共有すること。なお対面（リモート可）での打ち合わせは、初回、中間報告、完了報告の計3回を必須とする。また、市が必要と判断した場合は、上記に加え対面（リモート可）での打ち

合わせを実施すること。なお、初回打合せについては契約締結後14日以内に行うこと。

- エ 本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を初回打ち合わせ後7日以内に提出し、市の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

(2) 都市圏交流イベントの企画及び実施

- ア 都市圏で居住又は通学・就労する高山市出身者及び高山市に関心を有する若者を対象に、東京23区内で若者と市内企業の交流イベントを企画する。若者がイベントへの参加を通じて、実際に地元に戻って働く場合のイメージを明確化することや、参加者それぞれの視点で高山市との関わり方を考えるきっかけを得ることを目指す。

また、当事業の継続実施により、都市圏の若手人材が地元企業を理解し、関係を深めることで、将来的な地元就職者の獲得が図られるものとする。

- イ イベント内容は、以下の要素を基本とし、若者が参加しやすいカジュアルかつクリエイティブな空間演出とすること。具体的な構成については受託者の提案に基づき市と協議の上決定する。

- ①アイスブレイク（参加者の緊張を解き、本音を引き出す仕掛け）
- ②地域や仕事の魅力を伝える講演やプレゼンテーション、パネルディスカッション（受託者は登壇者に対し、若者への効果的なプレゼンテーション手法やアドバイス、当日配布資料のブラッシュアップ支援を行うこと）
- ③参加者と企業等との対話・交流ワーク（軽飲食を伴う）
- ④参加者同士及び企業とのネットワーク形成を促進する工夫

- ウ 開催回数は、年度内に2回以上とする。

- エ 対象者は、主に都市圏に在住又は通学・就労する高山市出身の若者及び高山市に関心を有する若者とする。この場合の若者とは、概ね35歳未満の者とし、主に18歳以上の学生及び、社会人の場合は社会人経験概ね10年以内の者を指す。

- オ 開催規模の目安は、各回25名以上とし、25名に満たない場合は市の承諾を得るものとする。市内企業等の参加者は1回当たり8～12団体とし、8団体に満たない、もしくは12団体を超える場合は市の承諾を得るものとする。

(3) 参加企業、事業者、経済団体や人材確保関係団体等の募集及び調整

- ア 市内企業、事業者、経済団体や人材確保関係団体等に対し、本事業の趣旨を説明し、参加を呼び掛けること。
- イ 参加希望の選定にあたっては、市と協議のうえ、業種の多様性だけでなく、「若手社員が活躍している」、「独自の働き方改革を行っている」等の若者の感性に響く

要素を持つ企業を優先的に選定すること。

ウ 登壇者、ファシリテーター等が必要な場合は、適切に手配すること。

(4) 都市圏の若者に対する広報、参加募集

ア SNS等を活用し、都市圏の若者を対象とした効果的な広報及び募集を行うこと。なお配信内容は、配信前日までに市と協議を完了させ、その後に配信すること。

イ 広報の手段は、単なるWeb広告だけでなく、高山市出身者の既存コミュニティや、受託者独自のネットワークを活用した広報を行うこと。ターゲット（学生、若手社会人等）にセグメントした広告や、高山市にゆかりのあるインフルエンサー、県人会、高山市出身者のコミュニティ等を活用した顔の見える広報を行うこと。

(5) 事後フォロー及び関係性継続の仕組みづくり

イベント終了後も参加者と参加企業、事業者、経済団体や人材確保関係団体等との関係性が継続されるよう具体的なフォロー施策を実施すること。

(6) アンケート実施及び効果測定

ア 参加者及び参加企業を対象にアンケートを実施すること。

イ 参加満足度、地元就職や移住への関心度等について定量的、定性的な分析を行うこと。

6. 契約限度額

契約限度額は2, 800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7. 実施状況の報告

(1) 業務実施報告（月報）

受託者は、以下の①から③までの事項について、毎月の実績を実施報告書（データによる。様式任意）にまとめ、翌月の7営業日以内に本市へ報告すること。ただし、3月の実績は、令和9年3月24日までに提出すること。なお、実施報告書とは別に、本市から業務の実施状況に関する報告を求められた場合は、その都度対応すること。

① イベントの企画進捗・実施状況

② 参加者・企業の募集状況（募集期間中）

③ 参加者・企業からの意見・要望等

(2) 中間報告

受託者は、初回のイベント開催日から1カ月以内を目途に、次の内容を含んだ中間報告書を作成し、本市へ提出すること。

① 開催されたイベントの企画内容や実施状況についての詳細を報告すること。

② 募集活動の実績を詳述し、参加者および企業の募集目標に対する達成度、参加者数の増減、参加企業の種類などを分析すること。参加者の募集に使用した具体的な手

段とその効果についても言及する。

- ③得られたフィードバックを基に、今後のイベント実施に向けた方向修正提案をまとめること。

(3) 事故報告

業務の実施にあたり事故等が発生した場合は、本市へ直ちに連絡し、本市の指示に従うこと。

8. 業務完了時等の提出書類

受託者は、令和9年3月24日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の①から③の書類を提出すること。

- ①実績報告書
- ②委託業務完了届
- ③その他、市長が必要と認める書類

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ アの「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。
- ウ 受託者は、ア及びイの規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

(2) 参加者の費用負担

原則として参加者からの費用負担は求めないこととする。

(3) 守秘義務

- ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 著作権の取り扱い

- ア 本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。
 - ①受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとする。
 - ② 権利留保物を活用した本業務における成果品については、原則として受託者に留保するものとする。ただし、受託者が権利留保物を活用した成果品を使用する場合は事前に本市に報告を行うものとする。
 - ③ 権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。

イ 上記②の成果品について、本市は受託者と事前に協議を行ったうえで加工及び二次利用できるものとする。

ウ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(5) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報保護法等の関係法令に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(7) 履行上不明な事項が発生した場合

その他業務の履行上不明な事項や不測の事態が発生した場合は、高山市と受託者が協議の上決定する。